

## 企業等との連携など、実践的な職業教育としての質の確保に関すること

これまでの議論で指摘された 主な論点	職業実践専門課程の要件 (◎) と専門学校の実態 (○)
実務経験のある教員（実務家教員）をどのように扱うべきか（経験年数、人数割合、専任・兼任の在り方を含む）。	◎ 専任教員では実務経験 5 年以上が約 70% （10 年以上：44.2%、5 年以上～10 年未満：25.2%） ○ 兼任教員では、実務経験 10 年以上が半数以上 （10 年以上：56.6%、5 年以上～10 年未満：17.9%） ○ 平均で約 6 割が兼任教員 <b>→ 最新の実務能力を有する教員を確保するには、むしろ積極的に兼任教員の活用を認める必要。</b>
教育課程の編成における企業等の参画をどのようにするか。	◎ 当該専修学校専門課程の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議（教育課程編成委員会等）を設置して教育課程を編成。 <b>→ 企業等が参画する委員会等を設置し、教育課程を編成する必要。</b>
実習・実技等（学校内・企業内）をどのように取り入れるべきか（授業割合のほか、学業と就業が両立するような教育課程の仕組み等）。	◎ 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を実施。 ○ 専門学校のカリキュラムに占める実験・実習・実技の割合は平均 35.3%、演習と併せると 49.4%。 <b>→ 企業等と連携した実習等を重視。            （割合については分野ごとの特性等に配慮する必要。）</b>
企業等と連携し、教員の研修を行うべきこととするか。	◎ 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修及び指導力に関する研修を組織的に実施。 <b>→ 企業等と連携した研修を重視。</b>
学校評価の在り方（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）と企業等の参画をどうするか。	◎ 企業等の役員又は職員その他必要な委員（保護者、卒業生等）により組織される委員会（学校関係者評価委員会）を設置して、評価を実施し、その結果を公表。 ◎ 「専修学校における学校評価ガイドライン（平成 25 年 3 月文部科学省策定）」で掲げられた項目（教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等）について評価。 ◎ 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供。 <b>→ 企業等が参画する委員会等による評価や積極的な情報提供が必要。</b>
企業や職能団体など関連する業界と協力して行う分野別の第三者評価を受けることを必要とするか。	○ 職業教育に適した第三者評価の在り方について職業実践専門課程の分野毎に検討を推進。 <b>→ 分野別の評価は必要。</b>
上記の企業等との協働について、個別企業と業界代表性との関係をどう考えるか。	◎ 教育課程編成委員会等では、個別企業に加え、①業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員、又は、②学会や学術機関等の有識者が参画。 <b>→ 著しく偏らないよう配慮するとともに、卒業生の就職先など地域との関係等も考慮。</b>

(注)◎は、「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」及びその実施要項等における要件。